

第三十一回 参議院大蔵委員会会議録第七号

昭和三十四年二月十七日(火曜日)午後
二時八分開会

委員の異動

二月十三日委員木暮武太夫君、前田佳都男君、岡崎真一君、井上知治君及び梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として小山邦太郎君、江藤智君、川村松助君、田中茂穂君及び塙見俊二君を議長において指名した。

二月十四日委員小山邦太郎君、江藤智君、川村松助君、田中茂穂君、高橋衛君及び高橋進太郎君辞任につき、その補欠として木暮武太夫君、前田佳都君、岡崎真一君、井上知治君、廣瀬久忠君及び林田正治君を議長において指名した。

本日委員林田正治君及び井上知治君辞任につき、その補欠として石坂豊一君及び斎藤昇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事

加藤 正人君

土田国太郎君
平林 勉君

委員

石坂 豊一君
斎藤 昇君

迫水 久常君
塙見 俊二君
西川甚五郎君
宮澤 喜一君
小酒井義男君

國務大臣	大蔵大臣	佐藤 榮作君
政府委員	大蔵政務次官	佐野 廣君
大蔵省主税局長	原 純夫君	
大蔵省理財局長	正示啓次郎君	
大蔵省管財局長	賀屋 正雄君	
大蔵省銀行局長	石田 正君	
大蔵省為替局長	酒井 優彦君	
事務局側	常任委員	木村常次郎君
	会専門員	

○委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開きます。
(内閣提出)
○参考人の出席要求に関する件

○接収貴金属等の処理に関する法律案

まず、委員の変更について報告いたします。
本日付、林田正治君及び井上知治君が辞任されまして、その補欠として石坂豊一君及び斎藤昇君が委員に選任されました。

○委員長(加藤正人君) 接収貴金属等の処理に関する法律案を議題に供します。
本法案につきましては、前国会において補足説明を聽取いたしております。

が、その後本委員会の委員の変更も多
少ござりますので、あらためて簡単に
その補足説明を聽取することにいたし
ます。

○政府委員(賀屋正雄君) ただいま議
題となつております接収貴金属等の処
理に関する法律案につきまして、簡単
に御説明をいたしたいと思ひます。

まず、どうしてこの法律が必要であ
るかといふ点でございますが、その前
に接収の経緯から簡単に申し上げます
と、御承知のように、終戦直後の昭和
二十年九月末から二十五年の五月にかけ
まして、連合国占領軍は、その直接
行動によりまして、金、銀、白金、ダ
イヤモンド等を、国、日銀あるいは貴
金属等の回収機関、また民間等から、
無償で、しかも強制的に接収いたし
たのでござります。講和条約が発効い
たしまして、これらの貴金属は、民間
所有の財産であることが判明した個々
の物件を返還する計画を立てることを
認めるという覚書を付して、一括して
政府に引き渡しを受けたのでございま
す。この貴金属の接収という実事は、
連合国占領軍の発表、あるいはただい
等に照らしまして、これは単に貴金属
等の占有が連合国占領軍に移っただけ
であつて、所有権には何ら影響がない
と、こういう解釈をとつておるのでござ
ります。従いまして、当然、政府
は、連合国占領軍から引き渡しを受け
れました。

ところが、御承知のように、連合國
占領軍は、これらの貴金属を管理して
おります間に、インゴットであります
とか一部の美術品につきましては、接
收当时とそつくりそのままの状態で保
管しておりますが、その他のものにつ
きましては、これを溶解したりあるいは
混合いたしておりまして、接収した
ときと同じ形で残つておらないものが
相当あるのでござります。また、戦時
中日本軍が占領地域から略奪したと思
われるような貴金属につきましては、
これをそれぞれの国に返還しております
が、あるいはまた、一部の貴金属につ
きましては、連合国占領軍が売却処分
をいたしております。しかしながら、
それとかわるべき代替物を管理いたし
ておりまして、日本政府に引き渡さし
たものもあるわけでござります。この
ように、政府が連合国占領軍から引き
継ぎました貴金属は、接収が行われま
した当時の貴金属と比較いたしま
す。そこで、接収貴金属の処理につき
ましては、最も実情に即した方法によ
りまして、かつ、審議会を設け、学識
経験者の衆を集めました公正な判断
に基きまして、迅速かつ適正な処理を
行うといふ考え方のもとに、この法律案
を立案いたしたような次第でございま
す。

その法律案の内容につきましては、
お手元に配っております縦の表で、接
收貴金属等の処理に関する法律案の概
要といふところに、概略記載しております
が、まず、第五条で、返還の請求
の手続を規定いたしております。この
法律施行後五ヵ月以内に大蔵大臣に対
して返還請求をするとができるとい
たしまして、ただし、貴金属等を接収
された者は必ずしもその所有者である
とは限らないのであります。接収を

者全部の共有物というふうに觀念され
るのであります。これを分割すること
はなかなか容易ではないのであります
が、その後本委員会の委員の変更も多
少ござりますので、あらためて簡単に
その補足説明を聽取することにいたし
ます。

おきました。受けた者が返還の請求をしない場合に法律の施行の日から七ヵ月以内に返還するとの請求ができるということにいたしております。

このようにして返還の請求がありますと、第六条の規定によりまして、大蔵大臣は、接収貴金属等処理審議会に付議いたしまして、その議決に基きまして認定を行なわれでございます。この認定は、いろいろな接収関係記録あるいは被接収者が持つております領収書等いろんな証拠資料に基きまして、何が幾ら接収されたかということを確定をいたすのでございます。これによりまして接収の事実を確認いたしまして、その確認に基いて返還を行うというわけでござります。

返還の方針でございますが、八条、九条、十条に規定してございます。まず、認定されまし接収貴金属が大蔵大臣の保管しております貴金属の中でどのものであるかということがはつきり識別することができる場合、いわゆる特定期物と申しておりますが、その場合はその他の処理をいたしているものも相当あるわけでございまして、いわゆるこういったものは不特定物と呼んでおられます。しかししながら、先ほど申しましたように、連合国占領軍が溶解あるいは第九条に規定してございますところによりまして、一定の方法によりまして按分して返還するという方法を考えておられるのでござります。すなわち、認定された接収貴金属と種類、形状、品位、重量、そなつたすべての点においてひとしい保管費金属等があれば、

個数、評価額に応じて按分して返還する場合があります。それを認定された接収貴金属等の場合は、ある。この場合、すべてが判然しない場合があるわけでございます。種類、形状等はわかりますが、品位や重量がわからないというときには、品位や重量を一定の方法で擬制をいたしまして、按分して分つ、分つて返還する。こういう手続を規定いたしまして、この部分が民法の共有物の分割方法の特例をなすわけでございます。以上申しましたような方法によりまして返還されないか、あるいは一部分しか返還を受けないというものにつきましては、連合国占領軍が溶解して作った地金、あるいは預金あるいは現金といふものを、不足の部分に按分して返還するということにいたしております。

なお、代替地金については、十条によつて返還することになつております。

それから七条、十三条は不服の申し立ての規定でございまして、認定または返還の通知が到着してから一ヵ月以内に不服の申し立てをすることができます。

それから十一条、十四条は、返還請求がなかつたりあるいは認定数量が保管数量より少い場合返還することができない貴金属、あるいは返還の通知があつた日から五年以内に受け取らない貴金属は、國に帰属することにいたしております。

それから次に、十六条にございますように、民間に返還をいたします場合におきましては、返還を受ける者から、接収貴金属を政府が管理しておりましたその費用を弁償するという意味

合いにおきまして、返還される貴金属の時価の一割相当額を一応納付金として徴収するということにいたしております。

以上が一般的な取扱いでござりますが、次に、二十一条、二十一條には、戦時中の回収貴金属等について特別な規定を設けているのでございまして、戦時中政府の委託を受けまして交済團等が回収いたしました貴金属、これは百十四億ばかりあると推計されておりますが、これは國に帰属させまして、そのかわりに、交易團等が戦時中回収に当りまして供出者に支払いました代金あるいは手數量、加工費等、これは約四億円と推計されますが、これをその回収に当つた機関に交付するというところにいたしております。

最後に、二十二条ないし二十六条にありますように、これらの処理に当たりましては、特に慎重公正を期する必要がありますので、学識経験者及び各省事務次官をもつて回収貴金属等処理審議会を設けまして、認定、返還、不服の申し立てに対する決定その他の処理についての重要事項を付議いたしまして、その議決に基いて処理をするということにいたしております。

大体以上がこの法律案の概要でござります。

連合国占領軍から引き渡しを受けました貴金属等は、政府が引き渡しを受けましてからは、引き渡しを受けたときと同じ状態において、厳重に慎重な注意をもつて日本銀行の倉庫に保管されるのは造幣局に保管をいたしております。ございますが、ただ、その例外といたしまして、返還措置をとりました件は二件ございまして、一つは、昭

和二十七年わが国が国際通貨基金に加入いたします際に、その払い込みに充てますために日本銀行に金十五トン余りを返還いたしました。政府がそれを購入の上国際通貨基金の出資に充てたのが第一点。それから、御承知の通り、昨年百円銀貨製造の用に供するため、我が持っております銀塊、特定銀約四百三十六トンを処理をいたしました。この二つを除きまして、現物には全く変化がないのでござります。

しかば、この貴金属がどういった数量に上つておるかという点につきましては、これはお手元に配つております、保管貴金属等の数量及び評価額調査というのがございまして、種類別に重量と金額を表示しておりますが、合計いたしまして六百七十四億となつております。

さらに、これが返還される場合にどういったところへ返還されていくかというのは、接収貴金属等返還見込調といふ表にしておりまして、政府関係、すなわち一般会計、交易當局等、貴金属特別会計、造幣局特別会計、その他の特別会計等、それから日本銀行、それから民間といふふうになつておるのでございまして、民間に返ります分は、この表でごらんになります通り、四十億でございますが、その隣の日本銀行のところにカッコいたしまして、「内質戻条件付金製品三億円」とござります。これは戦時中日本銀行が逆に買戻し条件付でもって金製品を買いましたものがあるわけでございます。これは当然、その権利を行使されますと、民間に返るわけでございます。これを

になるわけだとさいます。
ところが、この民間の四十四億円につきまして、さらに法人、個人でどういう別になるかと申しますと、あるいは業種別にどういった人に返つていくとかといふ点につきましては、もう一つの縦の表に、民間所有者の業種別等件数調というのがございまして、法人が約三十九億円、個人が約二億円、こういうふうになつておりますとおわかりになりますように、法人につきましてはもろちろんのこと、個人につきましても、大体業務用と申しますか、本来の仕事の関係で、どうしてもその貴金属を保有する必要があつたと、こう思われるものがまあ大部分であるわけでござります。従いまして、この点におきまして、一部に、この接收貴金属は戦時中回収を怠つたものが戦後において接收されたのである、従つてそういう国策に協力しなかつた者には返還する必要がないではないか、あるいは返還するにつきましても、相当多額の納付金を取るべきではないかといふ御議論も耳にするのでござりますが、そういうふたものは個人の約二億円の、しかもその中のごく小部分に当るにすぎないと私どもは考えておるのでござります。
そういうふうに、この貴金属の接收が行われましてから、すでに今日十年以上もたつております。占領軍から政府が引き継ぎを受けましてからでも、もう七年の歳月がたつてゐるわけでございまして、この長い間の期間、経済的に申しますれば、金でありますと国内産金量の十三年分、銀でありますれば七年分、白金でありますれば一年の輸

入量に相当する、そのほか十六万一千カラットというダイヤモンドも含まれております。こういった貴重な資産を寝かしているということは、国家経済上もまことに不経済なことであると申さなければならぬのでござります。さらに、御承知のように、昭和三十四年度におきまして、わが国は国際通貨基金及び世銀の増資の払い込みに応ずるということにいたしておりますのでございますが、その財源といいたしまして、これは後刻法案を提出して御審議を願うことになると思うのでございますが、その法案にも明らかでありますように、この日本銀行所有の接收金の一部を同行に返還いたしまして、その再評価益を納付金として納付させまして、財源に充てて いるのでございます。もちろん、法律が成立をいたしました。おわかりのようだに、この法律が通りますれば、國に帰属すると思われます銀の処分収入約二十四億円を歳入に見込んでおります。こういうふうに来年度の予算におきましては、この法律案の成立を見た上におきまして、実施いたします上において、収入をそれぞれ歳入に見込むという措置をとつております。關係もござまして、私どもは一日もすみやかにこの法律案の成立することを望んでいる次第でございまして、そういつたいろいろな観点から、一つ一日も早く御審議をいただきたい、ひたすらお願ひ申し上げる次第でございま

大へん簡単でございましたが、以上で御説明を終ります。

○平林剛君 私は、先般のこの法律案審議に際しまして、資料を要求をいたしておいたのであります。それは四件ありますて、第一は、接収資本局の中で民間の所有権を侵害しないとみなされるものがどれだけあるか。政府の御答弁によりますと、若干ある、あるいは少からぬ数量があると答えておりましたが、後にこれを推計で提出をするという答弁をいたしております。

従つて、この資料の御提出がないようありますですが、どうなつてているか。

第二は、同じく私から要求いたしたものであります。敗戦の結果、わが国が旧連合國に支払った賠償の総額についてただしたのに対して、資料の持ち合せがないから後に答弁すると言つたままであります。これについて、いつ御説明があるか。

第三は、栗山議員からの要求によるものであります。戦時中一般国民から、ほしがりません勝つまではといふことで、貴金属の供出をさせたことがあるが、この中で政府機関の中に入つておる数量は幾らであるか。これについても、後刻調査をして答えると答えたままになつております。

第四は、私からの要求で、個人及び法人の返還を受くべき数がかなりあるが、これを金額によるベスト・テン、会社名、個人名もしくは現在の地位、お取り扱いによりまして適宜な措置を講ぜられるものと思ひますが、さきにあげた三つの資料要求に対してもいかが相なつておるか。

点の資料は、接収貴金属のうちの特定物についての数量を提出しろという御要求であったと思うのであります。が、先ほど申しましたように、日銀に IMF出資のために返還いたしました金十五トン、あるいは昨年銀貨製造用に当てました四百三十六トンといふように、きわめて、一回ごとの記号番号の記録その他あらゆる資料が整備されておるものと、われわれは特定物と言つておるのでござりますが、しかしながら、この資料の整備の仕方につきましては、いろいろな段階があるわけでございまして、具体的には結局、この法案が通りましたところで、個々のケース、申請にかかります個々の貴金属につきまして、接収貴金属等処理審議会に諮りまして、そこで認定をする、その上で特定物が幾らあつたかということは結果的にわかつてくるのでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、政府が現段階において持つておりますいろいろな資料から、特定物と認定されるものがどれくらいあるかということは正確には申し上げかねます。大体推計いたしますと、日本銀行所有の金六十二トン、それから一般会計所属の銀八十四トン、それから貴金属特別会計の銀一・七トン、それから中央物資活用協会の銀百五十トン、それから金でございますが、その程度の数量に上つておるのでござります。

は昨年の十二月末現在におきまして、ビルマ、フィリピン、インドネシア、合計いたしまして五百六億という数字になつております。それから、回収した貴金属等の数量がわからぬいかといふお尋ねでございましたが、これは昨年暮、当委員会の御要求によりまして、資料を提出してござります。その中に、第二に、回収貴金属等の数量調といふのを掲げてござります。そこにござりますように、交易當団、中央物資活用協会、金銀運営会、金属配給統制株式会社、これらの回収機関別に金、銀、白金、ダイヤモンド等の数量をあげてござります。しかしながら、ここに掲げました数量は、接収貨金属等の数量等の報告に関する法律、二十七年の法律でござりますが、この法律に基きまして、これらのここにあげております四つの回収機関が、連合国占領軍に接収された回収貴金属といふことで報告して参りましたものが、この集計いたしたものでございまして、そういう意味におきまして、これがすべての回収貨金属の全部であるといふわけには参らないのでございます。銀、白金、ダイヤモンドの非常回収は昭和十九年の七月ないし九月ごろから始められまして、翌二十年の八月には終戦となりましたので、大部分の回収貨金属は国家目的に使用されないままで残つておりますとして、ここにあげております機関から連合国占領軍に接収されておるのでございます。しかしながら、これ以外に戦時に接収されましした貴金属といしましては、これらの回収機関が連合国占領軍に接収されます前に、軍需省でありますとか陸海軍に売却いたしたものも多少あ

ると思われるのでござりますが、これらの数字につきましては、はつきりと明確なその資料は残つておらないのでござります。まあそりうるものがありますが、それらの貴金属がその軍需省あるいは陸海軍からまた民間の方へずっとと流れていいくわけでござりますが、その場合におきまして、この民間の軍備品製造業者が払い下げを受けたものであると、そうしてその人が持つておる間に接収されたということでありますと、ただいま御審議願つております法律案の二十二条によりまして、これは國に歸属する、こうしたことになるわけでござります。なお、金につきましては、新産金、つぶし金とも貴金属特別会計に集中されておつたのでございまして、金使用規則という規則がございまして、これに基いて、医療用でありますとかその他の目的に配給されておつたのでござります。また軍事目的に使うために軍需省あるいは陸海軍へ充却しておつたものもあるわけでござります。これも先ほど申しましたと同様に、さらくに民間の軍需品業者に渡つておりますが、これがこの接收貴金属の法律すれば、これがこの接收貴金属の法律案の二十条によりまして國に帰属する、こうしたことになるわけでござります。

念のため、四つの要求につきまして、資料として御提出を願いたい、かように存じます。委員長においては、資料として提出せられるようにお願いをいたします。

○政府委員(賀屋正雄君) ただいま御説明いたしております資料は、昨年の暮、提出いたしておりますが、今おあげになりました四点につきまして、口頭でお答えいたしました点につきましては、別途、後刻資料として御提出いたしたいと存じます。

最後に御要求のございました接收貴金属が民間に返ります場合に、法人個人の別に分けまして、上から十番目あたりまで具体的に名前を知らせてほしい、この点でございますが、これは前国会にも申し上げましたように、個人の財産の内容にわたりますことでござりますので、私どもは公けの席におきましてこれを明らかにすることは御慮申し上げたいと思いますが、もし秘密会でもお開きいただきますれば、口頭でもつてお話しする程度にしてはいかがかと考えておるのでございます。

○委員長(加藤正人君) では、これよ

り秘密会に移ります。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめて下さい。

午後二時三十九分速記中止

午後二時五十二分速記開始

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて下さい。

午後二時五十三分秘密会を終る

大臣がお見えになつておりますから、經濟一般について御質問を願います。

○平林剛君 經済問題になつては、また別の機会にお尋ねいたすことについた別々の接収貴金属の処理に関するおりました接収貴金属の処理に関する法律案に關して、大蔵大臣に基本的な考え方をお尋ねしておきたいと思いま

す。

この法律案が審議になりましてから相当長い期間が経過しておることは、御承知の通りであります。かかるに、その期間の間に、対象となる接収資金風の數量がどんどん変つておる。先ほどの政府の補足説明にありましたように、前回は補助貨幣の材料として約四百三十六トンの銀の使用をいたしまして、今回はまた、法律が成立する前から、世銀やIMF出資のために、日銀の所有している金の評価がえをきめました、これを三十三年度補正予算の財源といたしておるのであります。法律案が今国会でもし成立せないことがございましたならば、政府は、自分の自由裁量によつて、日銀の所有しておる金については、その一部を勝手に処理するつもりのよう見受けられます。こういう態度は、私が、当委員会に法を提出して審議を願つておりますが、一方では勝手にどんどん独自の処理を進めていく。まことに適切な措置ではない。私どもといつても、これは、この法案審議において政府の態度が大へん疑問であります。一体どういうお

思ひであります。私ども政府といつましても、もうこの法案が通らなかつたら、政府は勝手に処理するのぢやないか、こういうふうなお話をございますが、これはおそらく、今日までの審議の経過から、事務当局からさよならお話をいたかと思ひます。そういう点で、いろいろ誤解をいただいておるのだろうと思ひます。私ども政府といつましても、むろん、どとまでこの法律

案の成立を心から願つておるのをござります。まだ審議の期間も十分あることではございませんし、私は、十分皆さまに御賛成を得ましてこの法案が可決されます。されば、たゞこれのみを心から願つておるだけではございません。まだ正直にそういう点を申しあげますと、ある

法律案の成立を願つておるだけではございません。まだ正直にそういう点を申しあげますと、ある

と思います。また、私も議席を持つておりまして、委員会等の出席なりの状況等についても、いろいろの考え方をいたすのであります。今、平林委員は、どうもあまり熱がないから集まりが悪いのだといふ御指摘もございますが、あまり問題がないときには出てこない場合もあることでござりますので、これは一がいに、その出席が悪いから、みんなこれはこの法案に対する冷淡だ、こういう結論だけでもないのではないかと思います。そういうことは、いすれにいたしましても、とにかくこの法律案も長い間御審議をいたしましたから、政府の説明等につきまして不十分な点があるということをお願いをいたします。

そこで、こういうように、審議にかかる法律案の審議が、過去の経過から見ても、なかなか成立しにくい御審議を一つ進めていただき、結論を出していただくように、これまた心からお願いをいたします。

そこで、こういうように、審議にかかる法律案を出すのはよろしくないじやないか、こうしたことなどでございますが、普通の状態で考えて参りますと、片一方で法律案は審議される、その審議されることを前提にいたしまして、この点は、他の法律案の取扱い等と関連してお考え願いますと、今政府がどういう計画を持っておろると、この点もこれまで御了承ができるのででは

ないかと思います。私が、この法律案について、もちろん皆様の御審議をいたすのであります。今、平林委員は、どうもあまり熱がないから集まりが悪いのだといふ御指摘もございますが、あまり問題がないときには出てこない場合もあることでござりますので、これは一がいに、その出席が悪いから、みんなこれはこの法案に対する冷淡だ、こういう結論だけでもないのではないかと思います。そういうことは、いすれにいたしましても、とにかくこの法律案も長い間御審議をいたしましたから、政府の説明等につきまして不十分な点があるということをお願いをいたします。

そこで、こういうように、審議にかかる法律案の審議が、過去の経過から見ても、なかなか成立しにくい御審議を一つ進めていただき、結論を出していただくように、これまた心からお願いをいたします。

そこで、こういうように、審議にかかる法律案を出すのはよろしくないじやないか、こうしたことなどでございますが、普通の状態で考えて参りますと、片一方で法律案は審議される、その審議されることを前提にいたしまして、この点は、他の法律案の取扱い等と関連してお考え願いますと、今政府がどういう計画を持っておろると、この点もこれまで御了承ができるのででは

ないかと思います。私が、この法律案について、もちろん皆様の御審議をいたすのであります。今、平林委員は、どうもあまり熱がないから集まりが悪いのだといふ御指摘もございますが、普通の状態で考えて参りますと、片一方で法律案は審議される、その審議されることを前提にいたしまして、この点は、他の法律案の取扱い等と関連してお考え願いますと、今政府がどういう計画を持っておろると、この点もこれまで御了承ができるのででは

ないかと思います。私が、この法律案について、もちろん皆様の御審議をいたすのであります。今、平林委員は、どうもあまり熱がないから集まりが悪いのだといふ御指摘もございますが、普通の状態で考えて参りますと、片一方で法律案は審議される、その審議されることを前提にいたしまして、この点は、他の法律案の取扱い等と関連してお考え願いますと、今政府がどういう計画を持っておろると、この点もこれまで御了承ができるのででは

ないかと思います。私が、この法律案について、もちろん皆様の御審議をいたすのであります。今、平林委員は、どうもあまり熱がないから集まりが悪いのだといふ御指摘もございますが、普通の状態で考えて参りますと、片一方で法律案は審議される、その審議されることを前提にいたしまして、この点は、他の法律案の取扱い等と関連してお考え願いますと、今政府がどういう計画を持っておろると、この点もこれまで御了承ができるのででは

本に組むべきじゃないか、あるいはまた補正にするべきである。財政法その他からいろいろ議論をしてみたものでございます。しかし、結局、補正を組むことにいたしたのであります。

次の問題といたしましては、どうも、補正にするにしても、補正予算案提出の時期が非常に不適当じゃないかござります。しかし、結局、補正を組むことにいたしたのであります。

過去におきましては、本予算案が衆議院から参議院に回付された後に、その年の補正予算を提案したことにはございますが、今回のように本予算案の質問中、しかも、それも総括質問中ども、この提出の時期について、やはりこれまでいかがしたものか、いろいろ工夫もいたためたのでございます。私も正直に申しますが、一体どうすべきか、もう少し時期をおくらして出すべきじゃないかということを実は考えたのでござりますが、どうもこのIMFや世銀の増資に関しましては、昨年以来政府がみずから進んで、また皆様方にも、たびたび、増資を決意しておること、また特別割当を心から願つておることなどお話をいたしておりますので、今さら時期をおくらすことにはございませんが、何とぞよろしく御審議を願います。

○平林剛君 世銀やIMFの出資のことは、この増資案の扱い方の問題でござります。また、先ほど来お話をうなづいた接収貢金属等の処理の問題は、処理の問題として、どこまでもこれの成立を期しております。そういう意味で、何とぞよろしく御審議を願います。

○平林剛君 世銀やIMFの出資のことは、この増資案の扱い方の問題でござります。また、先ほど来お話をうなづいた接収貢金属等の処理の問題は、処理の問題として、どこまでもこれの成立を期しております。そういう意味で、何とぞよろしく御審議を願います。

どうも、これらの点では、今までの異例でござりますだけに、いろいろ疑念等を持たれたようございますが、第であります。何とぞ御了承をお願いいたしたいと思います。

どうも、これらの点では、今までの異例でござりますだけに、いろいろ疑念等を持たれたようございますが、第であります。何とぞ御了承をお願いいたしたいと思います。

○平林剛君 世銀やIMFの出資のことについての妥当性を私はお尋ねしておるわけではないのです。きょうはそのうえで、これはこの増資案の扱い方の問題でござります。また、先ほど来お話をうなづいた接収貢金属等の処理の問題は、処理の問題として、どこまでもこれの成立を期しております。そういう意味で、何とぞよろしく御審議を願います。

○平林剛君 世銀やIMFの出資のことについての妥当性を私はお尋ねしておるわけではないのです。私が聞いておるのは、この接収貢金属の処理に関する法律案についていろいろお尋ねするつもりはないのです。私が聞いておるのは、この接収貢金属の処理に関する法律案を、委員会で審議していくときに、政府がどんどん自分の意思でそれを聞いておるのです。

○平林剛君 いろいろ政府が御説明になるけれども、今度の補正予算の提出のときでも、IMFの出資やあるいは世銀の増資というのは、今のお話によ

本を支持してくれました各国に対するものです。これは私は、よほど大蔵大臣はまあ儀礼でもあるうと、こういうことからもいろいろ議論をしてみたものでございます。しかし、結局、補正を組むことにいたしたのであります。

本を支持してくれました各国に対するものです。これは私は、よほど大蔵大臣はまあ儀礼でもあるうと、こういうことからもいろいろ議論をしてみたのであります。しかし、結局、補正を組むことにいたしたのであります。

で、いわゆる、まあ国会に対しまして

ございます。

は、ありのままの正直な姿を出すこと

でござりますから、これが一番いいこと

でござります。

は、世銀では十二月三十日まででしょ

うし、IMFは十月十五日まででしょ

うといふことで、実は法律案を出した

ところです。

とだらうし、また各国に対しても、そ

のでござります。

は、支持を得た国に対する儀的にも、

でござりますから、これが一番いいこ

とだらうし、また各国に対しても、そ

のでござります。

は、ありのままの正直な姿を出すこと

でござりますから、これが一番いいこと

でござります。

は、ありのままの正直な姿を出すこと

でござりますから、これが一番いいこと

でござります

本側から主張なきつて、もうはつきりしていることだから、そういう方向に進みたいという気持はよくわかる。気持はよくわかるけれども、接收賃金問題等の処理に関する法律案の中からいろいろ勝手にきめる必要はないじゃないか。それは国民の代表がどういうふうにこれを処理するかということを審議中であるわけです。それを御自分の、政府の意思だからといって勝手におやりになる、それは一体どこに理由があるのか、こういったことをお尋ねしていきます。

語がござりますが、やはり並行審議の可能な問題ではないかと思うのであります。平林さんのお話だと、一応この法律案が成立してしまって、それからあとに次を考えればいいじゃないか。それも確かに行き方でございましょう。しかし、こういう国会で各種法案が同時に審議され、これが並行的に審議される例は、今回の問題だけではない。あつちこつちにもあることでござります。そういう意味で、私が特別な扱い方をするまでもなく、これは普通の審議の状況じゃないか、それをもしも国民の代表であられる皆さまの方の審議権の無視だと言われることは、少し私には理解しかねるのです。私は、やはりこれは並行審議可能な問題ではないか、かように私は思つております。

どうか。 とになつておつたのですか。そしてまた、他の八〇%に及ぶ各國はそれぞれの措置をなさつて同意をしておるのか

○國務大臣(佐藤榮作君) 一月の二十六日にいたしましたのは、当方の、これは日本の賛成投票、総務の資格としての賛成投票でございます。この賛成投票が、各国の賛成投票を得ました上で、日本国は日本国として同意をしなければならないのでござりますが、その同意書はもちろんまだいたしてはおりません。これは全部の処置ができ、国会のちゃんと決議がなされなければ、そこまではできるものではないのです。

○平林剛君 さつき、私は、政府の委員会に対する態度、あるいは法律案審議中の措置について、むしろこの段階の取扱いとしては、政府は通常国会で接収賃金庫の処理に關する法律案の成立に努力をし、もし成立すればこれは別でありますけれども、不成立の場合には、参議院選挙後における臨時国会に提出をすれば一番筋が通るというふとを、指摘しました。原則としては大蔵大臣もこれを認めになると思うのですが、大臣の立場からいいますと、並行審議も可能だ、こう言われます。しかし、はつきりと今回の場合には、将来世銀やIMFに出資をするとの方向がきまつてるのであるから、それならば、いつそ筋道を立て、接収賃金庫の処理に關する法律案の形を変えて提出することはできたのじやないか。この法律案の付則第七号によりまして、一応先回の説明でも、政府は緊急やむを得ないときは自分の意思によつてこれを処理することができる解釈を含めて提案をしてきており

府所有のものと、民間に帰属するかもしれないものを、二つに分けて法律案を提出をしてくる、それが形として整つておるし筋も通る、こう思われるのであります。しかし、こういう付則七項、私に言わせると、いつと、きわめてこそくな手段によつて処理をされ、そういうものは除いた形で再提案を立てていくとするならば、接收貴金属の処理の法案の方は、もう将来当然それが予想されるのでありますから、今日のような抗議をする事はなかつたのであります。なぜそういうことをおやりにならぬのですか。

までの期間において、増資に対する加盟国の同意期限というものがあるのであります。同意期限はどうなつておるかといいますと、IMFは九月の十五日までで、また世銀の場合は九月一日までです。これまでには、この加盟国がこの増資に対する同意をするかどうかという期限がついておるのであります。そのときまでにはどうしても国内の措置は全部完了する必要があるわけでござります。ですから、この一月二十六日の日本賛成投票ということと、またこの今月十五日までに加盟国である日本がこれに同意するかしないかということは、これはまた別の問題なんですから、これを投票する以上、当然同意の意思を表明したわけですから、その同意の意思を表明するためには国内の措置を完了しなければならないということに相なるのでございます。

提出した。そのことを私は問うているのではないのです。もしそつちの筋を立てるといふならば、接収貴金属の処理に関する法律案は、少くとも日銀の分であるとか、あるいは今後も、また政府の考え方はどうであるかわかりませぬけれども、どんどん自分のものを処理するということになつてくるのだから、そういう分は除いた形でこの法律案を二分して提出するようなことは、なぜ考えなかつたのか、どう言つておるのであります。

り望ましい姿ではないだろう。この点では、不幸にして今のお尋ねとは別の結論を持つておるような次第でござります。なるべく一本で処理することが望ましい。しかし、従来の民法もあることでござりますから、そういうもので全然処理ができないのかといふと、この点、御了承願いたいと思います。

○平林剛君 そんなことを言うけれども、実質的には区分しておるじゃありませんか。一括して処理したいと言ひながら、造幣局の方の銀が足りないとなれば、四百何十トンも政府の自由裁量で処理しておるではないですか。今度だって、もしこの法律案が成立しなければ、日銀の方に對して評価がえをさせようというようなことを進めようとされておるではないか。体裁はこれ一つになつておるかもしれません。が、実質は、やるものではない、やるものではないと言つて、國の方でどんどん実質的に処理しておるではないか。私はこれはおかしいと思うのですが、言つておることとやつておることとが違つじやないですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今のは議論いろいろ多岐にわたりますが、今衆議院にて、まだ委員会にかかるいな法律案、これは今お尋ねになりますように、日銀の保有銀についての再評価を規定するものでござります。この接収貴金属についてのこの評価の問題は、先ほど管財局長から説明をいたしましたが、民間等については評価理解しております。しかし、金については大臣にそういう答弁をさしておるのでござります。

○平林剛君 ほつきりしないから、今までのところとやつておることとが違つじやないですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 前々の国会特別報告は本会議の全会一致に基いて承せられておる。そのときの決議をあなたは御存じかと、こう言つておるのです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今のは議論いろいろ多岐にわたりますが、今衆議院にて、まだ委員会にかかるいな法律案、これは今お尋ねになりますように、日銀の保有銀についての再評価を規定するものでござります。この接収貴金属についてのこの評価の問題は、先ほど管財局長から説明をいたしましたが、民間等については評価理解しております。しかし、金については大臣にそういう答弁をさしておるのでござります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今のは議論いろいろ多岐にわたりますが、今衆議院にて、まだ委員会にかかるいな法律案、これは今お尋ねになりますように、日銀の保有銀についての再評価を規定するものでござります。この接収貴金属についてのこの評価の問題は、先ほど管財局長から説明をいたしましたが、民間等については評価理解しております。しかし、金については大臣にそういう答弁をさしておるのでござります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 何人もついていて、大蔵大臣にそういう答弁をさしておるのでござります。

○平林剛君 大蔵大臣は、この接収貴金属の処理に関する法律案に関連して、何年か前、衆議院本会議で、この接収處理された貴金属はどういうふうに使うかと、その原則に対しても決議があつたことを御存じですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) どうも、私は、今記憶がないので、いろいろ事務当局の知恵を拝借しておるのですが、一部は決議がなかつたと言つて、一部はいふるいろの意見が出ていた、こういうふうなことを申しておらまして、どうも決議がはつきり……。

○平林剛君 ほつきりしないから、今までのところとやつておることとが違つじやないですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今のは議論いろいろ多岐にわたりますが、今衆議院にて、まだ委員会にかかるいな法律案、これは今お尋ねになりますように、日銀の保有銀についての再評価を規定するものでござります。この接収貴金属についてのこの評価の問題は、先ほど管財局長から説明をいたしましたが、民間等については評価理解しております。しかし、金については大臣にそういう答弁をさしておるのでござります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 何人もついていて、大蔵大臣にそういう答弁をさしておるのでござります。

ておるのです。だから、あなたはそういうことを、歴史を御存じかとお尋ねしておるのであります。もしその歴史を知つておるとしたらば、今回の措置はどうもそのときの国会の意思にそむいておるのでないか。

○平林剛君 大蔵大臣の答弁は私は満足できません。本日は政府の態度をきかせて不満ということにいたしておきましたが、ついにその話し合いがつきませんで、付帯決議に至りませんでしょ。その間、いろいろとそういう御意見があつたことは事実でございますが、最終的には付帯決議の形にはなりません。

○平林剛君 どうも言葉で逃げてしまつておるので、付帯決議はなかつた。付帯決議ではありません。しかし、接収貴金属の処理に、当時はそういう名前ではありませんでした。が、接収貴金属の特別委員会があつて、この接収貴金属といふのは、戦時中の国民の供出にかかるものや、あるいはこういうものが存在しておるのは、戦争によるものである。従つて、この処理については、将来何に使うか、これを使うときに

○委員長(加藤正人君) いつとう最後に、秘密会において行いますから、そのときにお願いいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) 対する質疑はほかにございませんか。——ないようでございません。それじゃ、佐藤大蔵大臣……。

○委員長(加藤正人君) 佐藤大蔵大臣に対する質疑はほかにございませんか。——ないようでございません。それじゃ、佐藤大蔵大臣……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 接収貴金属等の処理に関する法律案の残余の質疑は次回に譲ります。

○委員長(加藤正人君) 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、及び株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案を、一括議題といたします。

この際、お詫びいたします。右の両

法案審査のため、經濟同友会幹事、日本興業銀行常務取締役済守憲君及び朝日新聞説委員土屋清君、両君に二月十九日参考人として御出席を願い、御意見を拝聴することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

これらに、「旨の記載がない場合」を「旨を記載し、かつ、これらの規定による所得の計算に關する明細書の特例」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第三十二条の見出しを「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

個人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する資産とともに補償金・対価又は清算金（以下「補償金等」という。）を取得した場合を含む。）には、所得税法第九条第一項及び資産再評価法第八条第二項又は第九条の規定の適用について、は、当該各号に規定する収用、買取、換地処分又は交換（以下第十三条までにおいて「換地処分等」という。）により譲渡した資産（当該各号に規定する資産とともに補償金等を取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

第三十一条第一号中「土地、土地の上に存する権利又は立木につき」を「資産につき」に、「土地、土地の上に存する権利又は立木とともに補償金又は対価」を「当該資産と同種の資産として政令で定めるもの」に改め、同条第二号中「清算金」を「土地の上に存する権利又は立木につき」に改め、同条第三号中「当該交換により得する見込であるときについて準

2 前条第一項から第三項までの規定は、前項の場合において、個人が、同項各号に規定する資産とともに補償金等を取得したとき、又は代替資産を取得したとき、又は得する見込であるときについて準

用する。この場合において、同条第一項中「当該譲渡した資産」とあるのは、「当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定める部分」と読み替えるものとする。

3 前条第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第三十三条を次のように改める。

(收回換地等の場合のその他の課税の特例)

第三十三条 個人の有する資産で第三十一条第一項各号又は前条第一項各号に規定するものがこれら的规定に該当することとなつた場合において、その者が第三十一条(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けないことをととなるとき(その適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことによりこれらの規定の適用を受けないととなるときを含む。)は、收回等又は換地処分等(以下この条及び次条において「收回換地等」という。)による資産の譲渡に対する所得税法第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、森林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額又は譲渡所得の金額は、当該收回換地等によれる資産の譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定は、個人の有する資産で第三十一条第一項各号又は前条第一項各号に規定するものがこれら的规定に該当することとなつ

た場合において、その者が収用地等により譲渡した資産の一部につき第三十一条（前条第二項に付いて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるとき（当該資産の全部につきこれらの規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことにより、当該資産の一部につきこれらの規定の適用を受けたこととなるときを含む。）に付して、前項中「当該取用換地等により譲渡した資産のうち第三十一条（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けなかつた部分の譲渡につき、政令で定めるところにより、」と読み替えるものとする。

第三十一条第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は修正申告書」と読み替えるものとする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（収用換地等に伴い代替資産を取得した場合の修正申告等）

一 代替資産を取得した場合において、当該資産の取得価額が第三十二条第二項に規定する期間内に取得しなかつた場合、その期間を経過した日

二 代替資産を第三十三条第二項に規定する期間内に取得した場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

第三十四条を次のように改める。

(収用換地等により取得した代替資産等の取得価額の計算)

第三十四条 第三十三条又は第三十二条の規定の適用を受けた者(前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第三十一条(第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けないこととなつた者を除く。)が代替資産又は換地処分等により取得した資産(以下この条において「代替資産等」という。)について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算するとき、又は代替資産等につきその取得した日以後譲渡、遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)若しくは贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までに

同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項の規定を適用する場合について準用する。

6 青色申告書を提出する法人が、昭和三十四年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に第五十五条第三項（第五十五条の三）第三項において準用する場合を含む。)の規定により輸出取引又は技術輸出取引に含まれないものとされた取引をした場合において、当該取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、当該対外支払手段による支払があつた日を含む事業年度終了の日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、政令で定めるところにより、当該取引につき第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定の適用があつたものとした場合にこれらの規定により損金に算入されるべき金額に相当する金額は、その支払があつた日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

第六十二条第一項各号列記以外の部分中「昭和三十二年四月一日から、昭和三十六年三月三十一日まで」に、「基準年度の交際費額」を「基準交際費

額」に改め、「の百分の六十に相当する金額」を削り、同項第一号中「基準年度の交際費額」を「基準交際費額に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」に改め、同項第二号中「基準年度の交際費額」を「基準交際費額」に改める。

第六十三条の見出しを「(基準交際費額の意義)」に改め、同条第一項中「基準年度の交際費額」を「基準交際費額」に、「昭和二十九年四月一日」を「昭和三十四年一月一日」に改め、「合計額」の下に「の百分の八十に相当する金額(当該金額が、当該法人の昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額の百分の六十に相当する金額に満たないときは、当該金額の六十に相当する金額)」を加え、同条第三項中「昭和二十九年四月一日」を「昭和三十四年一月一日若しくは昭和二十九年四月一日」に、「基準年度の交際費額のある」を削り、「基準年度の交際費額は、第一項」を「第一項以外の部記によるもの」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法人(清算中の法人を除く。以下次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。)の有する資産(法人税法第九条の七第一項に規定するたん御をなすべき

び第六十五条の二において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に規定する場合に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。)において同一の条、次条及び第六十五条の二において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に規定する場合に該当することとなつた場合(第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。)において同一の条、次条及び第六十五条の二までにおいて同じ。)に該当する補償金又は対価の額(当該補償金又は対価の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下次条までにおいて同じ。)の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する取用、買取、買收、買入又は消滅(以下第六十五条の二までにおいて「取用等」という。)の日を含む事業年度において当該資産として政令で定めるもの(以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。)の取得(製作を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。)をし、当該代替資産について、その取得価額(その額が当該補償金又は対価の額(既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額)をえた場合には、そのこえる金額を控除した金額。以下この項及び次条第三項において同じ。)に、補償金又は対価の額に対する当該譲渡額(当該金額がない場合には一円とし、当該代替資産の取得価額が

補償金又は対価の額で当該代替資産の取得に充てられた額をとえる場合にはその計算した金額にその額として財産目録に記載したときは、その所得金額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

第六十四条第一項第一号中「次条」を「第六十五条」に改め、同項に次の一号を加える。

六 国若しくは地方公共団体が行い、若しくは土地収用法第三条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行な公有水面埋立法の規定に基く公有水面の埋立又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権その他水の利用に関する権利の消滅（当該権利の価値の減少を含む。）により、補償金又は対価を取得する場合

第六十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号、第四号又は第五号」を「前項第一号又は第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第二項として、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に關する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第六十四条の次に次の二条を加え
る。
(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)
第六十四条の二 法人の前条第一項各号に規定する資産が当該各号に掲げる場合に該当することとなるた場合(次条第一項の規定に該当する場合を除く。)において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度の翌事業年度開始の日以後収用等のあつた日から一年以内に補償金又は対価の額(当該収用等のあつた日を含む事業年度において当該補償金又は対価の額の一部に相当する金額をもつて代替資産を取得した場合には、当該資産の取得価額を控除した金額)の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産を取得する見込であり、かつ、当該収用等のあつた日を含む事業年度において当該補償金又は対価の額で当該代替資産の取得に充てようとするものの額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、収用等のあつた日から一年以内に同項に規定する補償金又は対価の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産を取得した場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の所

得の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

前項の場合において、第一項の特別勘定として経理した金額のうち、代替資産の取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、代替資産を取得した日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

二 収用等のあつた日から一年以内に第一項の特別勘定として整理した金額（既に益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これら の金額を控除した金額。以下第四号までにおいて「特別勘定の金額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした場合 当該取りくずした金額

三 収用等のあつた日から一年を経過した日において、特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額

三
収用等のあつた日から一年

一 収用等のあつた日から一年以内に解散した場合において、特

き。当該特別勘定の金額

おいて、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。当該金額前条第三項の規定は、第一項、第二項又は前項後段の規定により損金に算入する場合について準用する。

第四項の規定の適用を受けた法人の同項後段の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項及び同法第十七条の二第二項の規定の適用については、所得の金額に含まれるものとする。

第一項の賃料萬円を記載している
法人が合併により消滅した場合に
は、その合併の日における当該法
人の特別勘定の金額で合併法人に
引き継がれたものは、第二項から
前項までの規定の適用について
は、これを当該合併法人に係る第
一項の特別勘定の金額とみなす。
第六十五条の見出しを「換地処分
等に伴い資産を取得した場合の課税
特例」に改め、同条各号列記以外
部分を次のように改める。

三 搬地処分等に際して支出しなるべき。
帳簿価額にその支出した金額を加算した金額を譲渡した資

第六十五条の次に次の二条を加え
る。

税の特例

第一項各号に規定するものがこれら
の規定に該当することとなつた
場合において、当該法人が収用等
又は換地処分等（以下この条にお
いて「取用換地等」という。）のあつ
た日を含む事業年度において、第
六十四条又は第六十四条の二（こ

これらの規定を前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、収用換地等により取得した補償金等の額(収用換地等により譲渡した資産の譲渡に要した経費がある場合には、当該補償金等の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。(以下この条において同じ。)から当該収用換地等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額(交換取得資産とともに補償金等を取得した場合には、当該帳簿価額のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定めることにより計算した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額の二分の一に相当する金額は、当該収用換地等のあつた日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

五
条の

2
法人の有する資産で第六十四条
第一項各号又は前条第一項各号に
規定するものがこれらの規定に該
当することとなつた場合において、
当該法人が当該収用換地等の

あつた日を含む事業年度において当該収用換地等により取得した補償金等の額の一部につき第六十四条又は第六十四条の二（これらの規定を前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたときは、当該補償金等の額のうちこれらの規定の適用を受けた部分に対応する部分の金額から、当該収用換地等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうちこれらの規定の適用を受けた部分の金額等の額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金にかつた補償金等の額に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の二分の一に相当する金額は、当該第六十四条第三項及び第六十四条の二第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

3 第六十四条第三項及び第六十四条の二第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第七十七条「昭和三十四年十二月三十一日」を昭和三十六年三月三十一日」に改める。

第八十条「増加資本」を「その増加した資本」に改め、同条の次に次加した資本」に改め、同条の次に次加した資本」に改める。

（増資登録税の軽減）

第八十条の二 昭和三十四年一月一日において現に存する法人（当該法人が合併した場合において、当該法人を合併して設立した法人又は合併後存続する法人で同日後設立されたものを含む。）が同年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に資本又は出資の増加（前条又は登録税法第六条第一項第十号の規定の適用を受けるものと除く。）を行つた場合には、その

資本又は出資の増加の登記についての登録税の額は、当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税法第六条第一項第二号、第四号又は第八号ノ三の規定にかかわらず、その増加した資本又は出資の金額の千分の五とする。

第八十五条中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（十三度清酒等の税率の軽減）

第八十五条の二 酒類製造者が製造する次の表の上欄に掲げる種類及び級別の酒類でアルコール分が同表の中欄に掲げる度数に該当するものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 昭和三十四年三月三十一日以前に支払を受けるべきであつた利子所得及び配当所得については、附則第四項に定めるもののほか、な

お従前の例による。

3 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第三条第五項の規定は、この法律施行の日から二月を経過した日以後に同項に規定する者が支払を受ける利子所得について、適用する。

4 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条の規定は、次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について昭和三十二年四月一日以後その発行、預入又は信託の日から起算して三年を経過した日（その日が昭和三十四年三月三十一日前である場合には、同日）以前に支払われるべき利子所得（第二号に掲げる預金のうち任意に又は定期に積み立てる預金で政令で定めるものの利子についても、政令で定めるところにより計算した預入期間が一年以上の金額に係る部分の利子）について

じ。）で発行の日から償還期限（当該社債に係る契約において順次償還すべき旨の定のあるものについては、最も早く償還がされる時期）までの期間が一年以上であるもの

以上であるもの

二 昭和三十四年三月三十一日ま

でに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該契約に

おいて定める預入期間が一年以

上であるもののうち政令で定め

るもの

三 昭和三十四年三月三十一日ま

でに締結された契約に基く合同

運用信託で当該契約において定

める信託期間が一年以上ある

もののうち政令で定めるもの

四 旧法第七条の規定は、同条第一項に規定する者が昭和三十一年三月三十一日までに取得した同項に

規定する国債、地方債、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の

施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する社債、

貸付信託の受益証券又は株式、出

資若しくは証券投資信託の受益証

券について昭和三十六年三月三十

一日までに支払を受けるべき利子

所得又は配当所得及び同条第二項

に規定する者が昭和三十四年三月

三十一日までに取得した同項に

規定する貸付金債権について当該債

権に係る契約の締結の際に定めら

れた契約期間内（その期間が昭和

三十六年三月三十一日までに更新

された場合にはその更新された期

間の末日までとし、期間の定めな

い場合には同年三月三十一日まで

とする。）に支払を受けるべき利子

一 昭和三十四年三月三十一日ま

でに発行された公債又は社債

（特別の法令により設立された

法人の発行する債券を含む。以

下この項及び次項において同

第九十一条第一項中「昭和三十四年三月三十一日」を昭和三十八年三月三十一日」に改める。

第九十二条第一項中「昭和三十四年三月三十一日」を昭和三十六年三月三十

一日」に改める。

第九十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十六条の見出し中「焼ちゅう」

を「しょうちゅう」に改め、同条中

「焼ちゅうでアルコール分が二十度

以下」を「しょうちゅうでアルコール

分が二十度以上二十一度未満」に、

「焼ちゅう甲類については一石につ

第五条を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十条第一項中「昭和三十四年三月三十一日」を昭和三十六年三月三十

一日」に改める。

第九十二条第一項中「昭和三十四年三月三十一日」を昭和三十六年三月三十

一日」に改める。

第九十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十六条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十七条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十八条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第六十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十六条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十七条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十八条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第七十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十六条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十七条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十八条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第八十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十六条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十七条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十八条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十六条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十七条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十八条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十六条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十七条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十八条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十九条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十一条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十二条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十三条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十四条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

又は第二項」に改める。

第九十五条第一項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条第一項

については、なおその効力を有する。

個人又は法人(法人税法昭和二十二年法律第二十八号)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。(以下同じ。)が昭和三十三年十二月三十一日までに旧法第四条第一項又は第四十七条第一項に規定する満期保険の保険料を支払つた場合におけるこれらの規定に規定する漁船の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

8 新法第二十一条、第二十三条、第五十五条及び第五十七条の規定は、昭和三十四年四月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた旧法第二十一条第一項各号又は第五十五条第一項各号に掲げる取引（新法第二十一条の三第一項又は第五十五条の三第一項に規定する技術輸出取引に相当する取引については、同日前における新法第二十一条第一項第一号に規定する対外支払手段による対価の支払に係る部分）については、なお従前の例による。

9 個人又は法人が、昭和三十四年中又は同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度において、旧

10 新法第三十一条から第三十四条まで及び第六十四条から第六十五条の二までの規定は、昭和三十四年四月一日以後に新法第三十二条第一項第一項若しくは第三十二条第一項又は第六十四条第一項若しくは第六十五条第一項の規定に該当することとなつた個人又は法人のこれらの方規定に規定する資産の譲渡(消滅を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に旧法第三十一条第一項、第三十

法第二十一条第一項各号又は第五条十五
条第一項各号に掲げる取引をした場合において、これらの取引のうち
に新法第二十一条の三第一項に規定する技術輸出取引に相当する取

引があるときは、次の表の上欄に掲げる新法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新法第八十五条の二の規定は、昭和三十四年四月一日以後に移出する同条に規定する酒類について適用する。

第一章 総則

第二条 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び政令で定めるその附屬の島をい

2 この法律において「一般国民年金の受給資格者」とは、国民年金法第三十六条に規定する一般国民

年金の受給資格者で同法第四十一条
第二項の規定により一般国民年金
税が課せられる期間に係るものと

3 この法律において「合計所得金額」とは、所得税法（昭和二十一年

法律第二十七号)第九条第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額

4 この法律において「固定資産」とをいう。

第二百二十六号) 第三百四十二条
第一号に規定する固定資産をい

5 この法律において「居住用財産」とは、世帯主及びその世帯に属す

る一般国民年金の受給資格者が所
有する固定資産のうちこれらの者

この法律において「固定資産課税台帳」とは、地方税法第三百四十二条第九号に規定する固定資産課税台帳をいう。

(管掌)

第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、その管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有する者(本邦に住所を有しない者で当該市町村の区域内に住所を有するもの並びに本邦に住所及び居所を有しない者でその者の納稅管理人が当該市町村の区域内に住所を有するものを含む。)に対する一般国民年金に関する事務をつかさどる。

2 国税局長は、政令で定めるところにより、必要があると認めたときは、市町村長に代つて一般国民年金税に関する事務をつかさどることができる。

(監督)

第四条 国税局長は、一般国民年金税に関する事務について、管轄区域内の市町村を統轄する市町村長を監督する。

(非課税)

第五条 次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する世帯主に対しては、一般国民年金税を課さない。

一 世帯主が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助を受けているとき。

二 世帯主及びその世帯に属する者の前年の合計所得金額の合計を世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者が当該年金を世帯主及びその世帯に属する

る者の数で除して得た金額が二万四千円に達しないとき。

第二章 課税標準、税率及び税額控除

(課税額)

第六条 一般国民年金税は、毎年、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき、第七条から第九条までの規定により算定した均等割額、所得割額及び資産割額の合計額(その合計額が十万円をこえるときは、十万円)により課する。

(均等割額)

第七条 前条の均等割額は、第十条第一号に規定する金額に世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者(一般国民年金の受給資格者でない世帯主を除く。)の数を乗じて算定する。

(所得割額)

第八条 第六条の所得割額は、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者の前年の合計所得金額の合計額を課税標準とし、第十条第二号の税率を適用して算定する。

(資産割額)

第九条 第六条の資産割額は、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者が一般国民年金

税の賦課期日において所有する固定資産(居住用財産を除く。以下同じ。)の当該賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録されたものの合計額を課税標準とし、

第十条第三号の税率を適用して算定する。

2 世帯主が一般国民年金の受給資格者でないときは、世帯主が一般国民年金税の賦課期日において所

有する固定資産の当該賦課期日ににおける価格で固定資産課税台帳に登録されたものの合計額を世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者の数で除して得た金額を前項の固定資産の価格の合計額から控除した金額を、同項の課税標準とする。

(税率)

第十一条 一般国民年金税は、次の各号に掲げる税率により課する。

一 均等割 百分の〇・二四
二 所得割 百分の〇・二八
三 資産割 百分の〇・二四

(税額控除)

(申告義務)

第十三条 一般国民年金税の賦課期日は、その年の一月一日とする。

(賦課期日)

第十二条 一般国民年金税の賦課期日は、その年の一月一日とする。

(申告義務)

第十三条 一般国民年金税の賦課期日に一般国民年金の受給資格者のいる世帯の世帯主(第五条第一号の規定に該当する者を除く。)は、政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記載した申告書を、これらの者が一般国民年金の受給資格者のいる世帯の世帯主が当該賦課期日後に第五条第一号の規定に該当しないこととなつたときは、当該世帯の世帯主(第五条第一号の規定に該当する者を除く。)は、政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記載した申告書を、これらの者が一般国民年金の受給資格者となつた日から十五日を経過した日(その日がその年三月三十一日前であるときは、その年三月三十一日)までに、当該市町村長に提出しなければならない。

(3 一般国民年金税の賦課期日後)

に、前二項の規定に該当する世帯に一般国民年金の受給資格者の数の増減があったとき(第四項に規定する場合を除く。)又はその世帯に属する者で一般国民年金の受給資格者以外のもの数が減少したときは、当該世帯の世帯主は、政令で定めるところにより、当該増減又は減少に係る者の氏名及び増減又は減少の年月日並びに当該増

一二万四千円をこえ二万七千円以下の場合 百分の九十九

一二万七千円をこえ二万八千円以下の場合 百分の八十

一二万九千円をこえ三万円以下の場合 百分の六十二

三二万八千円をこえ二万九千円以下の場合 百分の七十一

三三万円をこえ三万円以下の場合 百分の五十九

四五万一千円をこえ三万二千円以下の場合 百分の四十

五三万三千円をこえ三万一千円以下の場合 百分の五十九

六三万三千円をこえ三万二千円以下の場合 百分の六十二

七三万二千円をこえ三万一千円以下の場合 百分の三十九

八三万三千円をこえ三万一千円以下の場合 百分の三十九

九三万四千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

二三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

三三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

四三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

五一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

六一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

七一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

八一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

九一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一二三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一四三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一五三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一六三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一七三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一八三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一九三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一二三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一四三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一五三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一六三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一七三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一八三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一九三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一一三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一二三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

一一三三万三千円をこえ三万五千円以下の場合 百分の三十九

いてそれぞれ所有する固定資産の種類及び所在その他の政令で定める事項を記載した申告書を、毎年三月三十日までに、当該世帯主に対する一般国民年金税に關する事務をつかさどる市町村長(以下本条中「当該市町村長」という。)に提出しなければならない。

2 一般国民年金税の賦課期日において当該賦課期日後に世帯主若しくはその世帯に属する者が一般国民年金の受給資格者となつたとき又は一般国民年金の受給資格者のいる世帯の世帯主が当該賦課期日後に第五条第一号の規定に該当しないこととなつたときは、当該世帯の世帯主(第五条第一号の規定に該当する者を除く。)は、政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記載した申告書を、これらの者が一般国民年金の受給資格者となつた日から十五日を経過した日(その日がその年三月三十一日前であるときは、その年三月三十一日)までに、当該市町村長に提出しなければならない。

2 一般国民年金税の賦課期日後、前二項の規定に該当する世帯に属する者で一般国民年金の受給資格者の数の増減があったとき(第四項に規定する場合を除く。)又はその世帯に属する者で一般国民年金の受給資格者以外のもの数が減少したときは、当該世帯の世帯主は、政令で定めるところにより、当該増減又は減少に係る者の氏名及び増減又は減少の年月日並びに当該増

加に係る一般国民年金の受給資格者が当該賦課期日において所有する固定資産の種類及び所在その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該増減又は減少のあつた日から十五日を経過した日（その日がその年三月三十一日前であるときは、その年三月三十一日）までに、当該市町村長に提出しなければならない。

る一般国民年金の受給資格者が農業を営んでいる場合において、政令で定めるところにより、当該世帯の世帯主の申請があつたときは、当該一般国民年金額の二分の一に相当する金額の一般国民年金税を、その年七月三十一日及び十二月三十日を納期限として、それを徴収する。
(一般国民年金の受給資格者の変動に伴う賦課)

前月までは当該増加前の世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき算定した一般国民年金税額により、その増加した日の属する月から当該増加後の世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき算定した一般国民年金税額により、それぞれ月割をもつて算定した余額の合計額により一般国民年金税額を課する。

2 なつた日の属する月から、月割をもつて、一般国民年金税を課す。
る世帯の世帯主で第五条各号の規定に該当していないものが、一般国民年金税の賦課期日後に同条第一号又は第二号の規定に該当することとなつたときは、当該世帯主に対しては、その該当することとなつた日の属する月の前月まで、

の翌翌年三月までの期間、毎月、当該一般国民年金税額から、当該世帯又は世帯主が第五条第二項、第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定に該当することとなつた日の属する月の翌月までに当該世帯主が徴収された又は徴収されるべき一般国民年金税額（利子税額及び延滞加算税額を除く。以下本条において同

Digitized by srujanika@gmail.com

第一項及び第二項の規定に該当する世帯にその世帯に属する者の数が増加したときは、当該世帯の世帯主は、政令が定めるところにより、当該増加した者の氏名、当該増加の年月日、これらの者が一般国民年金の受給資格者であるかどうかの区別、これらの者の前年ににおける合計所得金額並びにこれらの者が一般国民年金の受給資格者であるときはその者が当該賦課期日において所有する固定資産の種類及び所在その他政令で定める事

第十五条 一般国民年金の受給資格者がない世帯において、一般国民年金税の賦課期日後に世帯主又はその世帯に属する者が一般国民年金の受給資格者となつたときは、これらの者は、当該賦課期日において一般国民年金の受給資格者となつたものとみなし、当該世帯の世帯主に対しては、これら者が一般国民年金の受給資格者となつた日の属する月から、月割をもつて、一般国民年金税を課す。

4
一般国民年金税の賦課期日後に
世帯の一般国民年金の受給資格者
の数が減少したときは、当該世帯
の世帯主に対しては、その減少し
た日の属する月の前月までは当該
減少前の世帯主及びその世帯に屬
する一般国民年金の受給資格者に
つき算定した一般国民年金税額によ
り、その減少した日の属する月
からは当該減少後の世帯主及びそ
の世帯に属する一般国民年金の受
給資格者につき算定した一般国民
年金税額により、それぞれ月割を

(一般国民年金の受給資格者の変動に伴う納期及び徴収額の特例)

第十七条 市町村長は、その年五月一日以後に第十五条第一項又は前条第一項の規定に該当することとなつた世帯の世帯主に対する一般国民年金税については、第十四条の規定にかかわらず、当該世帯又は世帯主が第十五条第一項又は前条第一項の規定に該当するとなつた日の属する月の翌月を課する。

じに相当する金額を控除した金額を当該期間の月数で除して得た額に相当する金額の一級国民年金税を、当該期間内の各月の十五日を納期限として徴収する。

項を記載した申告書を、当該増加のあつた日から十五日を経過した日(その日がその年三月三十一日前であるときは、その年三月三十一日)までに、当該市町村長に提出しなければならない。

2 一般国民年金税の賦課期日後に
世帯に一般国民年金の受給資格者が
がいなくなつたときは、当該世帯
の世帯主に対しては、そのいなく
なつた日の属する月の前月まで、
月割をもつて、一般国民年金税を

もつて算定した金額の合計額によより一般国民年金税を課する。
（世帯主に対する非課税規定の適用又は不適用に伴う賦課）

から翌年三月までの期間、毎月、当該一般国民年金税額を当該期間の月数で除した得た額に相当する金額の一般国民年金税を、当該期間内の各月の十五日を納期限とし徴収する。

す。その年七月三十一日までに当該世帯主が徴収された又は徴収されるべき一般国民年金税額が当該一般国民年金税の税額に比し過不足がある場合には、当該超過額に相当する金額は、政令で

第十四条 市町村長は、一般国民年金税の納稅義務者から、その年六月から翌年三月までの期間、毎月、当該一般国民年金額の十分の一に相當する金額の一般国民年金税を、当該期間内の各月の十五日を納期として、徵收する。ただし、世帯主又はその世帯に属す

一般国民年金税の賦課期日後に
世帯の一般国民年金の受給資格者
の数が増加したときは、当該増加
した一般国民年金の受給資格者は、
当該賦課期日において一般国民年
金の受給資格者となつたものとみ
なし、当該世帯の世帯主に対して
は、その増加した日の属する月の

いた場合において、一般国民年金税の賦課期日後に当該世帯主が同条各号の規定に該当しなくなつたときは、当該世帯主は、当該賦課期日において同条各号の規定に該当していなかつたものとみなし、当該世帯主に対しても、当該世帯主が同条各号の規定に該当しなく

後は第十五条第二項、第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定に該当することとなつた世帯の世帯主に対する一般国民年金税については、第十四条本文の規定にかかるわらず、当該世帯又は世帯主が第十五条第二項、第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定に該

4 不足額に相当する金額はその年十一月三十日を納期限として徴収する。
市町村長は、その年十月十六日から十一月三十一日までの間に第十五条第二項、第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定に該当することとなつた第十四条ただし

書の規定に該当する世帯の世帯主に対する一般国民年金税については、同条ただし書の規定にかかるらず、その年十一月三十日までに当該世帯主が徴収された又は徵収されるべき一般国民年金税額が当該一般国民年金税の税額に比し過不足がある場合においては、当該超過額に相当する金額は政令で定めるところにより還付し、当該不足額に相当する金額は当該世帯又は世帯主が第十五条第二項、第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定に該当することとなつた日の属する月の翌翌月の十五日を納期限として徵収する。

は、地方国民年金税審査会が審査の請求を棄却したものとみなして、中央国民年金税審査会に再審査の請求をすることができる。
(訴願法の不適用)
第二十一条 審査の請求又は再審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法(明治二十三年法律第百五号)の規定は、適用しない。

3 利子税額の計算の基礎となる一般国民年金税額が百円未満である場合には、第一項の規定を適用せぬず、当該一般国民年金税額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が十円未満である場合には、これを徴収しない。

5 納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した一般国民年金税額が第十四条又は第十七条の規定により徴収される一般国民年金税額に達するまでは、その納付した一般国民年金税額は、これらの規定により徴収される一般国民年金税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（過誤納金の充当）

第二十三条 一般国民年金税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一一条ノ五（過誤納金等の充当）の規定にかかわらず、未納の一般国民年金税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

（質問検査権）

第二十四条 市町村長は、一般国民年金税に関する調査について必要があると認めるときは、当該職員をして納税義務者、納税義務があると認められる者若しくは一般国民年金税の賦課に関する直接関係があると認められる者に質問させ、又はこれらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(納税管理人)

第二十五条 一般国民年金税の納税義務者が本邦に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該納税義務者の一般国民年金税に関する一切の事項を処理させるため、本邦に住所を有する者のうちから納税管理人を定め、政令で定めるところにより、当該納税義務者が本邦に住所及び居所を有しないこととなる日までに、当該納税管理人の住所地の市町村長に申告しなければならない。納税管理人を変更したときも、また同様とする。

(市町村の廢置分合等の場合の特例)

第二十六条 市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の適用については、政令で定める。

(国税徵収法の讀替)

第二十七条 一般国民年金税に関する国税徵収法の規定の適用については、同法中「収税官吏」とあるのは「国税局ノ収税官吏、市町村長又ハ市町村ノ當該職員」と、「政府」とあるのは「国税局長又ハ市町村長」と、「稅務署長」とあるのは「市町村長」と、「當該稅務署長」とあるのは「當該市町村長」と、同法

第十一條中「官吏」とあるのは「官吏又ハ公吏」と、同法第二十二条中「市町村吏員市制町村制ヲ施行ノ附屬吏員」若ハ警察官吏」とあるのは「警務官吏」と、同法第三十条中「所轄國稅局、稅務署又ハ國稅局ノ收稅官吏」とあるのは「所轄國稅局ノ收稅官吏又ハ市町村長若市町村ノ當該職員」と、「當該國稅局、稅務署又ハ稅關ノ管轄區域外」とあるのは「當該國稅局ノ管轄區域外又ハ當該市町村ノ区域外」と、同法第三十一条ノ二第二項中「稅務署長(当該処分ヲ為シタル者カ稅務署ノ職員ナルトキハ当該職員ノ属スル稅務署ノ稅務署長)」とあるのは「市町村長(当該処分ヲ為シタル者カ市町村ノ職員ナルトキハ当該職員ノ属スル市町村ノ市町村長)」と、「國稅局若ハ國稅局」とあるのは「國稅局」と、「稅務署又ハ稅關ノ長若ハ其ノ職員」とあるのは「國稅局長若ハ國稅局ノ職員」と、同法第二項中「國稅局長官」と、同法第三十一条ノ三第一項及び第五項中「國稅局長官若ハ國稅局長又ハ稅關長」とあるのは「國稅局長」と、同法第三十二項中「管轄區域」とあるのは「統轄スル市町村ノ区域」と、同法第六項中「國稅局長官、國稅局長官又ハ國稅局長」とあるのは「國稅局長」若ハ市町村長」と、それぞれ読みええるものとする。

民年金税の賦課、徵收その他の
一般国民年金税に関する事

務をつかさどること。

(災害被害者に対する租税の減免、
徵收猶予等に関する法律の一部改

正)

7 災害被害者に対する租税の減
免、徵收猶予等に関する法律(昭
和二十一年法律第百七十五号)の
一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加え
る。

第六条の二 灾害に因り資産(商
品、原材料、製品、半製品、仕
掛品その他命令で定める資産を
除く)について甚大な被害を受け
た世帯の世帯主で被害を受け
た年の前年分の世帯主及びその
世帯に属する者の合計所得金額
の合計額が八十万円以下である
ものに対しては、命令の定める
ところにより、当該年分の一般
国民年金税額(国税徵收法第九
条第三項の規定により徵收する
延滞算税額を除く。以下次項
において同じ。)のうち、均等割
額及び所得割額を左の区分によ
り軽減し又は免除する。

合計所得金額が二十五万円以
下であるとき 当該均等割額及
び所得割額の十分の五

合計所得金額が五十万円をこ
えるとき 当該均等割額及び
所得割額の十分の二・五

一般国民年金税の納稅義務者
たる世帯の世帯主で災害に因り

世帯主及びその世帯に属する一

般国民年金の受給資格者の所

有する固定資産(居住用財産
を除く。以下本項において同
じ。)について甚大な被害を受け
たものに対しては、命令の定め
るところにより、被害があつた
日以後に納付すべき当該年分の
一般国民年金税額のうち、資産
割額については、被害を受けた
固定資産の部分に対する税額を
免除する。

第八条及び第九条中「有価証券
取引税」の下に「一般国民年金
税」を加える。

第十条中「第六条」の下に「、第
六条の二」を加える。

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律
第二百九号)の一部を次のように改
正する。

第十条の四に次の二号を加え
る。

第十一条中「第六条」の下に「、第
六条の二」を加える。

(行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第百二十六号)の一部を
次のように改正する。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

10 相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)の一部を次のように改
正する。

第十四条第二項中「有価証券取
引税」の下に「一般国民年金税」
を加える。

(予算執行職員等の責任に関する
法律の一部改正)

11 予算執行職員等の責任に関する
法律(昭和二十五年法律第百七十
二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「都道府
県知事又は都道府県の吏員」を「都
道府県知事若しくは都道府県の吏
員又は市町村長(特別区の区長を
含む。以下同じ。)若しくは市町村
(特別区を含む。以下同じ。)の吏
員」に改める。

第四条第二項中「都道府県」を
「都道府県又は市町村」に、「都道
府県知事」を「都道府県知事又は市
町村長」に改める。

第六条第五項及び第八条第一項
中「都道府県」を「都道府県又は市
町村」に改める。

第十一条中「都道府県」を「都道
府県又は市町村」に改める。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第百二十六号)の一部を
次のように改正する。

第十三条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

10 相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)の一部を次のように改
正する。

第六章 雜則(第二十三条—第三
十四条)

第七章 嘲則(第三十五条—第四
十一条)

附則 第一章 総則

(趣旨) この法律は、国民年金法
(昭和二十四年法律第 号)第四
十六条第四項の規定に基き、労働
者年金税の課税標準、税率その他
の労働者年金税に関する事項を定
めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において「事業主」
とは、国家公務員以外の労働者年
金の受給資格者を使用する事業所
の事業主をいう。

(税率) 第四条 労働者年金税の税率は、百
分の二・七とする。

(税額控除) 第五条 事業主が事業所に使用する
労働者年金の受給資格者のうちに
国民年金法第四十六条第五項だ
し書の規定により同項本文に規定
する税額を負担しない者があると
きは、その者が同項本文の規定の
適用を受ける者であるとしたなら
ば同項本文の規定により負担する
こととなるべき税額に相当する金
額を、第三条の課税標準に前条の
税率を適用して計算した労働者年
金税額から控除する。

(申告) 第三条 申告及び納稅

第六条 事業主は、翌月末日までに、
政令で定めるところにより、次の
各号に規定する事項を記載した申
告書を政府に提出しなければなら

その月の標準報酬の金額の合計額
による。

2 労働者年金の受給資格者が同時
に二以上の事業所に使用される場
合における前項の課税標準の計算
の基礎となる各事業所の当該労働
者年金の受給資格者に係るその月
の標準報酬の金額は、当該労働者
年金の受給資格者がそれぞれの事
業所において受けるその月の報酬
(国民年金法の規定による報酬を
いふ。以下同じ。)の金額のその者
が受けるその月の報酬の総額に対
する割合をその者に係るその月の
標準報酬の金額に乗じて得た額と
する。

3 この法律において「労働者年金
の受給資格者」とは、国民年金法
第四十二条に規定する労働者年金
の受給資格者で同法第四十六条第
二項に規定する期間に係るものと
いう。

4 この法律において「標準報酬」と
は、国民年金法第四十九条の規定
による標準報酬をいう。

5 この法律において「標準報酬」と
は、事業主の使用する事業所ごと
の労働者年金の受給資格者に係る

民年金税の賦課、徵收その他の
一般国民年金税に関する事

務をつかさどること。

(災害被害者に対する租税の減免、
徵收猶予等に関する法律の一部改

正)

7 災害被害者に対する租税の減
免、徵收猶予等に関する法律(昭
和二十一年法律第百七十五号)の
一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加え
る。

第六条の二 灾害に因り資産(商
品、原材料、製品、半製品、仕
掛品その他命令で定める資産を
除く)について甚大な被害を受け
た世帯の世帯主で被害を受け
た日の前年分の世帯主及びその
世帯に属する者の合計所得金額
の合計額が八十万円以下である
ものに対しては、命令の定める
ところにより、被害があつた
日以後に納付すべき当該年分の
一般国民年金税額のうち、資産
割額については、被害を受けた
固定資産の部分に対する税額を
免除する。

第八条及び第九条中「有価証券
取引税」の下に「一般国民年金
税」を加える。

第十条中「第六条」の下に「、第
六条の二」を加える。

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律
第二百九号)の一部を次のように改
正する。

第十条の四に次の二号を加え
る。

第十一条中「第六条」の下に「、第
六条の二」を加える。

(行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第百二十六号)の一部を
次のように改正する。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

10 相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第百二十六号)の一部を
次のように改正する。

第十三条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

10 相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

10 相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

10 相続税法(昭和二十五年法律第
七十三号)の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項の表の大蔵省の項
中「五〇、三八一人」を「五〇、四四
〇人」に、「七一、五三七人」を「七
一、五九六人」に改め、同表の合計
の項中「六七四、一四四人」を「六七
四、二〇三人」に改める。

(相続税法の一部改正)

以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合においては、当該申告書の提出により第十四条の規定により納付すべき労働者年金税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において、第十五条若しくは第二十条の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第二十条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額について、前号に掲げる期間

三 第十六条の規定による決定があつた場合には、当該決定に係る第二十条に規定する追徴税額について、申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第二十条の規定による通

知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第十七条の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第二十条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額について、前号に掲げる期間

五 前号の規定に該当する場合において、第十七条の規定による更正があつたときは、当該更正に係る第二十条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額について、前号に掲げる期間

翌日から当該更正に係る第十八条第一項の規定による通知をした日又は当該修正申告書を提出があつた場合においては、当該申告書の提出があつた場合は、当該修正申告書を提出した日（ただし、修正申告書の提出があつた場合においては、その後において更正又は修正があつたときも、当該修正申告書を提出した日とする）までの期間

2 第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により無申告加算税額を徴収する場合について

（過少申告加算税等の不徴収）

第二十六条 納稅義務者が申告書の提出期限後に、申告書又は修正申告書を提出した場合において、その提出が当該納稅義務者に係る政府の調査により第十五条から第七条までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出により第十四条若しくは第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。

2 第二十五条第一項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する事由があるときは、政

三 第二十五条第一項第三号の規定に該当する場合においては、納稅義務者が労働者年金税額の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし又は仮装したところに基いて申告書又は修正申告書を提出していたこと。

三 第二十五条第一項第三号の規定に該当する場合においては、納稅義務者が労働者年金税額の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし又は仮装したところに基いて申告書を提出しなかつたこと。

（加算税額の通知）

第三条 第二十八条 政府は、第二十四条、第二十五条又は前条の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、これを納稅義務者に通知する。

3 第九条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（過誤納金の充当）

第二十九条 労働者年金税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一条ノ五（過誤納金等の充当）の規定にかかるわらず、未納の労働者年金税以外の国税又は滞納処分に充當してはならない。

（当該職員の質問検査権）

第三十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」といふ）は、労働者年金税に関する調査について必要があるときは、納稅義務者、納稅義務があると認められる者若しくは事業所の長その他他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日雇労働者に関する特例）

第三十四条 労働者年金の受給資格者である日雇労働者（国民年金法第五十九条に規定する日雇労働者をいう。）に関するこの法律の適用については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十五条 偽りその他の不正行為により、第六条第一項第二号に規定する労働者年金税額につき労働者年金税を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免かれた労働者年金税額が五百万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円をこえその免かれた労働者年金税額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免かれた労働者年金税額に相当する税額の労働者年金税を徴収する。

4 第三十六条 正當な事由がなくて申告書を当該申告書の提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

5 第三十七条 第十条第一項の規定に違反した者又は同項の規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）
1 この法律は、国民年金法第四十一条の規定による施行地に於ける二条の規定の施行の日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬の島（政令で定める地域を除く。）に施行する。

3 この法律は、國民年金法第四十一条の規定による施行地に於ける二条の規定の施行の日から施行する。

4 この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬の島（政令で定める地域を除く。）に施行する。

5 この法律は、國民年金法第四十一条の規定による施行地に於ける二条の規定の施行の日から施行する。

法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九条第三項の規定により徴収する延滞加算税額を除く。）を、左の区分により軽減し又は免除する。

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が二十五万円以下であるとき、当該労働者年金税額の全部

合計所得金額が五十万円以下であるとき、当該労働者年金税額の十分の五

度所得金額が三十万円以下であるとき、当該労働者年金税額の全部

合計所得金額が二十万円以下であるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が五十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が三十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が二十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が三十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が二十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が三十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が二十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が三十万円をこえるとき、当該労働者年金税額の十分の二・五

（開業等の申告）

第三十三条 勞働者年金の受給資格者を使用する事業所を設け、譲り受け、又は相続（包括遺贈を含む。）若しくは合併により承継した者は、政令で定めるところによつて、政府に申告しなければならない。事業所を廢止し、又は譲り渡したものも、また同様とする。

（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第三十五条から第三十八までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

ににより徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九条第三項の規定により徴収する延滞加算税額を除く。）を、左の区分により軽減し又は免除する。

（相続税法（昭和二十五年法律第百二十四条、第七十三号）の一部を次のように改正する。）

（相続税法（昭和二十五年法律第百二十四条、第七十三号）の一部を次のように改

正する。）

（相続税法（昭和二十五年法律第百二十四条、第七十三号）の一部を次のように改

正する。）

第十四条第二項中「一般国民年金税」の下に「労働者年金税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

6 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「労働者年金税法(昭和三十四年法律第百十一号)」を加える。

第六条を次のように改める。

(労働者年金税法の特例)

第六条 左に掲げる事業所の事業主に対しては、労働者年金税を課さない。

一 個人契約者又は法人契約者の締結した建設等契約(合衆国において締結されたものに限る。)に係る建設、維持又は運営の事業の事業所

二 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は個人契約者、法人契約者若しくは個人契約者若しくは法人契約者の被用者に対してなす商品の販売又は役務の提供の事業の事業所

(会社更生法の一部改正)
7 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「有価証券取引税」の下に「労働者年金税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

8 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「労働者年金税法(昭和三十四年法律第百十一号)」を加える。

第三条中「相続税法」の下に「労働者年金税法」を加える。

第六条を次のように改める。

(労働者年金税法の特例)

第六条 左に掲げる事業所の事業主に対しても、労働者年金税を課さない。

(設置)
国民年金特別会計会計案

国民年金特別会計法案

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第...号)による一般国民年金事業及び労働者年金事業に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計を設置し、一般

会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、厚生大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び損益計算書

(歳入歳出予算の区分)
三 前前年度末における積立金明細表

第七条 この会計は、一般国民年金勘定及び労働者年金勘定に区分す

る。

(一般国民年金勘定の歳入及び歳出)

第四条 一般国民年金勘定において

は、一般国民年金税の収入、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、一般国民年金の給付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(労働者年金勘定の歳入及び歳出)

第五条 労働者年金勘定においては、労働者年金勘定の歳入及び歳出をもつてその歳入とし、労働者年金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、労働者年金の給付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(労働者年金税の収入及び歳出)

第六条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(余裕金の預託)

第九条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、支払上年金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一時借入金)

第十二条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、支払上年金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をすることができる。

(一時借入金の借入)

第十三条 一般国民年金勘定による借入金及び一時借入金の借入及

び償還の債務)

第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還の債務は、大蔵大臣が行う。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第十五条 第十条の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十一

条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計の予算の作成及び提出する。

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

第九条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出に規定する歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第十条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書に年金勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における積立金明細表を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、該年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末における積立金明細書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末における積立金明細書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十五条 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末における積立金明細書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十六条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、決算上剩余金を生じたときは、政令で定めるところにより、当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

(剩余额の積立及び決算上の不足の補足)

第十七条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、決算上剩余金を生じたときは、政令で定め

るところにより、当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

(剩余额の積立及び決算上の不足)

第十八条 一般国民年金勘定において、決算上不足を生じたときは、政令で定め

るところにより、当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

(一般国民年金勘定における借入金の償還)

第十九条 一般国民年金勘定において、決算上不足を生じたときは、政令で定め

るところにより、当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

12 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「特別会計」という。)」を「交付税及び譲与税配付金特別会計又は国民年金特別会計(以下これら特別会計を単に「特別会計」という。)」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一
部改正)

13 私立学校教職員共済組合法の一
部を次のように改正する。

附則第十七項中「厚生保険特別
会計」を「国民年金特別会計」に改
める。